

報告第 3 0 号

豊後大野市長職務執行者について

豊後大野市長職務執行者について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 2 月 2 2 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

大野郡5町2村の廃置分合に係る職務執行者に関する協議書

平成17年3月31日から大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村及び同郡犬飼町を廃し、その区域をもって豊後大野市を設置することに伴い地方自治法施行令（昭和22年第16号）第1条の2の規定に基づく職務執行者について、下記のとおり定める。

記

1 職務執行者

大野郡清川村長 森 健 一

2 任期

平成17年3月31日から公職選挙法に規定する豊後大野市長選挙の執行日まで

平成17年2月8日

三重町長 芦 刈 幸 雄

清川村長 森 健 一

緒方町長 山 中 博

朝地町長 羽田野 昭太郎

大野町長 佐 伯 和 光

千歳村長 阿 南 宏

犬飼町長 山 村 昭 三

報告第 3 1 号

豊後大野市行政組織及び機構の一部変更について

豊後大野市行政組織及び機構の一部変更について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 2 月 2 2 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

豊後大野市行政組織の最終調整に関する資料

(別紙組織図参照)

1. 生活福祉部の分割

(1) そもそも生活福祉部は、職員100人の大きな組織であり、今後益々行政需要が高まるであろう環境、健康、福祉等の分野を抱え、さらに合併に伴う福祉事務所機能の県からの移管等により、これまで部の分割を真摯に検討されてきた経緯がある。

多くの業務を抱えながら、1人の部長では現実には目が行き届かず、指揮・命令系統において大きな障害となることが危惧されることから、これまでの議論を踏まえ、豊後大野市発足時における行政組織の最終段階での見直しにより、2部に分割することとした。

(2) 公立おがた総合病院は、現状では地方公営企業法一部適用であり、地方公共団体の地方機関として、つまり行政組織上は市長部局の所属として位置づけられるべきものである。

また、これまで院長の位置づけについては不透明であったが、市長部局の所属としたことや組織の規模等を総合的に勘案し、「院長＝部長級」とした。したがって、公立おがた総合病院を部並びとした。

(3) 部を新設するにあたり、以下の3点について改めて調整を行った。

今後は健康部門と福祉部門との連携が益々必要となること、さらには支所の健康福祉課との指揮・命令系統を一本化する上で、健康部門と福祉部門を同一の部とし、健康専門部署として健康増進室を設置することとした。

環境衛生行政の一元化を図る上で、市民生活課生活環境係と業務課管理係を統合し、環境衛生課を設置することとした。

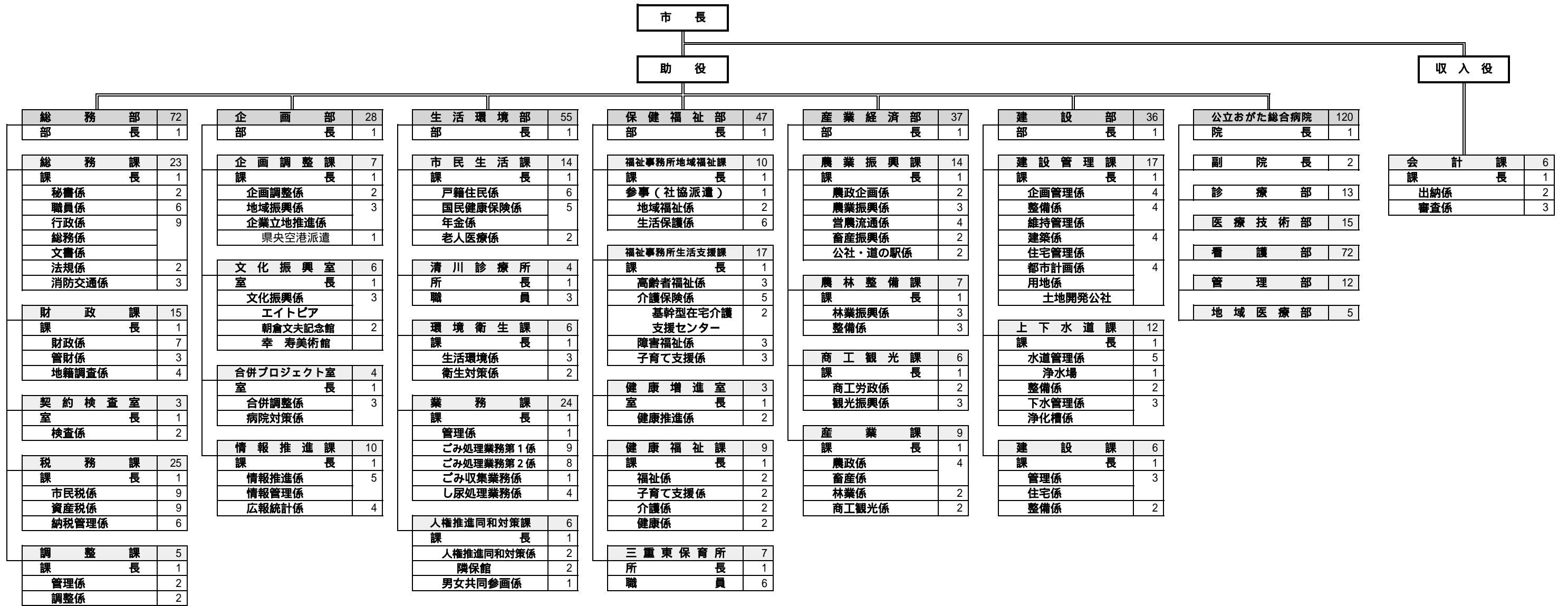
人権推進の拠点施設である隣保館については、新市唯一であること、施設の規模が大きいこと等により、本庁直轄とした。

(旧)	生活福祉部	(新)	生活環境部	55人
			……窓口、環境、人権部門	
			保健福祉部	47人
			……福祉、健康部門	
			公立おがた総合病院	120人

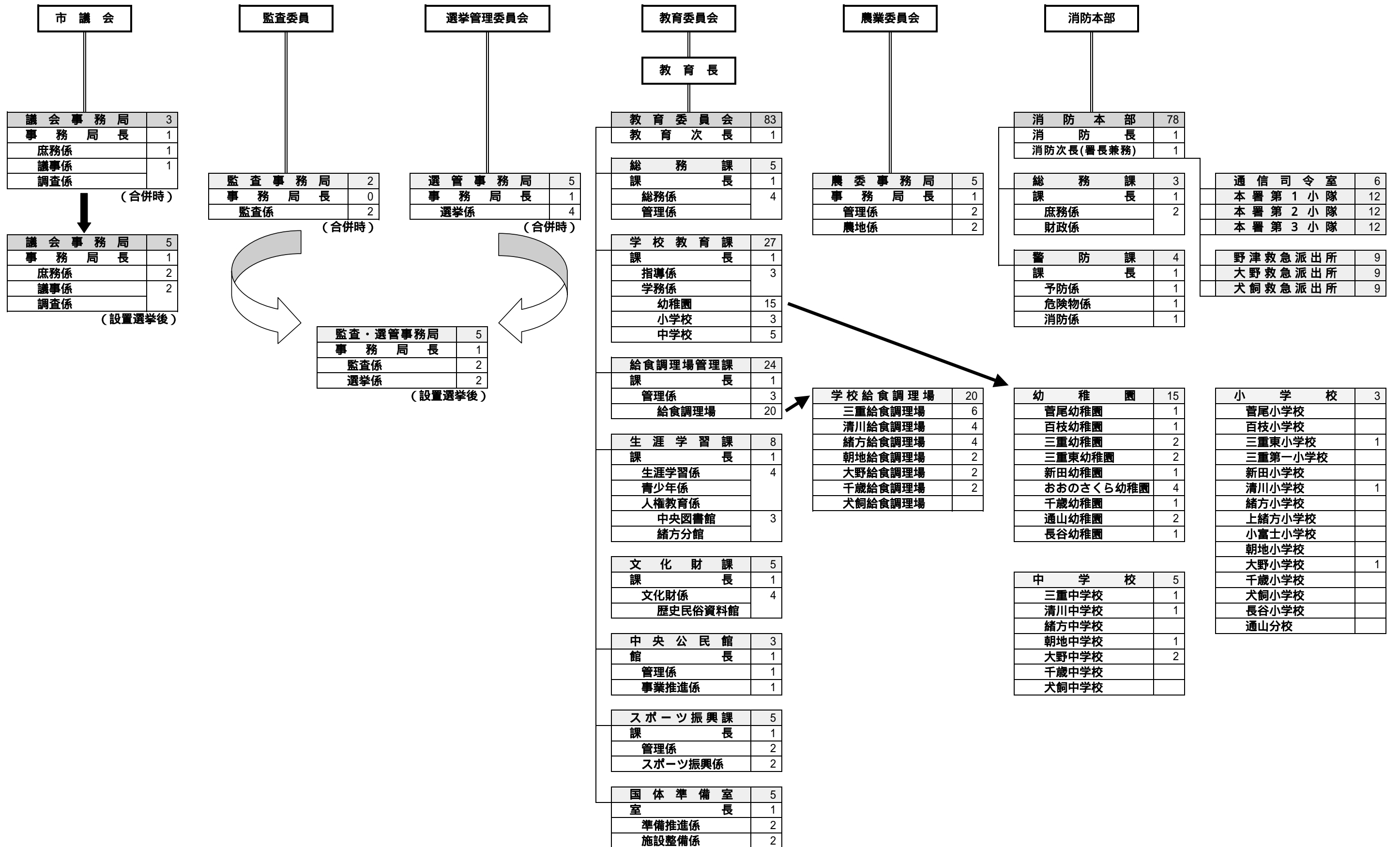
2. 教育委員会事務局の充実

(1) 組織の最終調整にあたり、教育委員会の生涯学習課内に位置づけをした文化財係を文化財課とし、事務局の充実を図った。併せて、市内唯一の歴史民俗資料館を管理することとした。(文化財課長が歴史民俗資料館長兼務)

豊後大野市本庁組織図 #1



豊後大野市本庁組織図 #2



豊 後 大 野 市 支 所 組 織 図

清川支所	38
支所長	1
総務企画課	7
課長	1
総務係	2
地域振興係	1
消防交通係	1
税務係	1
地籍調査係	1
市民生活課	4
課長	0
市民係	2
生活環境係	2
国保年金係	
老人医療係	
人権擁護係	
健康福祉課	12
課長	1
健康係	2
社会福祉係	3
介護保険係	
牧口保育所	5
へき地保育所	1
産業経済課	5
課長	1
農政係	1
畜産係	1
林政係	1
農林整備係	1
商工観光係	1
公社派遣	1
建設課	3
課長	0
管理用地係	1
土木建築係	1
水道係	1
下水道係	1
浄化槽係	
会計課分室	1
選管支局	0
農委支局	1
教委支局	4
課長	1
総務係	1
学校教育係	1
生涯学習・公民館係	1
スポーツ振興係	1

緒方支所	77
支所長	1
総務企画課	11
課長	1
総務係	2
地域振興係	2
消防交通係	1
税務係	2
地籍調査係	3
市民生活課	6
課長	1
市民係	2
生活環境係	3
国保年金係	
老人医療係	
人権擁護係	
健康福祉課	7
課長	1
健康係	2
社会福祉係	2
介護保険係	2
常楽荘	15
荘長	1
職員	14
保育園	16
園長	1
緒方保育園	12
上緒方保育園	1
小富士保育園	1
南部保育園	1
産業経済課	8
課長	1
農政係	2
畜産係	1
林政係	2
農林整備係	1
商工観光係	1
公社派遣	1
建設課	6
課長	1
管理用地係	1
土木建築係	2
水道係	2
下水道係	
浄化槽係	
会計課分室	1
選管支局	0
農委支局	1
教委支局	5
課長	1
総務係	1
学校教育係	1
生涯学習・公民館係	1
スポーツ振興係	2

朝地支所	43
支所長	1
総務企画課	8
課長	1
総務係	2
地域振興係	1
消防交通係	1
税務係	1
地籍調査係	2
市民生活課	5
課長	0
市民係	2
生活環境係	1
国保年金係	2
老人医療係	
人権擁護係	
健康福祉課	6
課長	1
健康係	2
社会福祉係	2
介護保険係	1
朝地保育園	6
園長	1
職員	5
産業経済課	6
課長	1
農政係	1
畜産係	1
林政係	1
農林整備係	1
商工観光係	1
建設課	4
課長	1
管理用地係	0
土木建築係	2
水道係	1
下水道係	
浄化槽係	
会計課分室	1
選管支局	0
農委支局	1
教委支局	5
課長	1
総務係	1
学校教育係	1
生涯学習・公民館係	2
スポーツ振興係	1

大野支所	46
支所長	1
総務企画課	10
課長	1
総務係	2
地域振興係	1
情報センター	2
消防交通係	1
税務係	1
地籍調査係	2
市民生活課	5
課長	1
市民係	2
生活環境係	2
国保年金係	
老人医療係	
人権擁護係	(兼)
健康福祉課	9
課長	1
健康係	2
社会福祉係	4
介護保険係	
児童館	2
産業経済課	8
課長	1
農政係	2
畜産係	1
林政係	2
農林整備係	
商工観光係	1
公社派遣	1
建設課	6
課長	1
管理用地係	1
土木建築係	2
水道係	1
下水道係	1
浄化槽係	
会計課分室	1
選管支局	0
農委支局	1
教委支局	5
課長	1
総務係	1
学校教育係	1
生涯学習・公民館係	2
スポーツ振興係	1

千歳支所	32
支所長	1
総務企画課	8
課長	1
総務係	2
地域振興係	1
消防交通係	1
税務係	1
地籍調査係	2
市民生活課	5
課長	1
市民係	2
生活環境係	2
国保年金係	
老人医療係	
人権擁護係	
健康福祉課	5
課長	0
健康係	2
社会福祉係	2
介護保険係	1
産業経済課	4
課長	1
農政係	1
畜産係	1
林政係	1
農林整備係	
商工観光係	
建設課	3
課長	0
管理用地係	1
土木建築係	1
水道係	1
下水道係	1
浄化槽係	
会計課分室	1
選管支局	0
農委支局	1
教委支局	4
課長	1
総務係	1
学校教育係	1
生涯学習・公民館係	1
スポーツ振興係	1

犬飼支所	43
支所長	1
総務企画課	6
課長	1
総務係	2
地域振興係	1
消防交通係	1
税務係	1
地籍調査係	
市民生活課	5
課長	1
市民係	2
生活環境係	2
国保年金係	
老人医療係	
人権擁護係	
健康福祉課	7
課長	1
健康係	2
社会福祉係	4
介護保険係	
犬飼保育園	7
園長	1
職員	6
産業経済課	6
課長	1
農政係	2
畜産係	1
林政係	2
農林整備係	
商工観光係	1
建設課	4
課長	1
管理用地係	1
土木建築係	1
水道係	1
下水道係	1
浄化槽係	
会計課分室	1
選管支局	0
農委支局	1
教委支局	5
課長	1
総務係	1
学校教育係	1
生涯学習・公民館係	1
スポーツ振興係	2

隣保館 = 本庁直轄により、支所の人権擁護係は兼務

報告第 3 2 号

主な合併準備調整項目について

主な合併準備調整項目について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 2 月 2 2 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

「合併準備会調整結果」 資料目次

協 定 項 目	資料頁
1 2 特別職の身分の取扱い (2) (略) 公平委員会については、新市において、設置するか他の団体に事務委託するか合併までに調整する。	1
1 5 一部事務組合等の取扱い (7) 野津町に係るごみ処理及びし尿処理に関する事務については、共同処理する方向で合併までに調整する。 (9) 緒方町、朝地町に係る消防及び救急に関する事務については、竹田市及び直入郡3町による新市と共同処理する方向で合併までに調整する。 (10) 野津町に係る消防及び救急に関する事務については、白杵市及び野津町による新市と共同処理する方向で合併までに調整する。	1
2 1 行政区の取扱い (1) 区長、駐在員、自治委員、連絡員等の行政連絡員制度、名称及び業務内容は合併時に統一する。	
2 4 国民健康保険事業の取扱い (1) 税率については、新市において統一する。ただし、具体的な税率は、合併直前の医療費の動向及び急激な負担増加の緩和を考慮して調整する。 (5) 葬祭費については、新市において統一する。 (8) 保険証の交付月については、合併時に統一する。	1
2 5 介護保険事業の取扱い (4) 介護認定審査会の設置及び運営は、合併時において新たに統一する。	1
2 6 消防防災事業の取扱い (1) 消防事業の取扱いについて (略) 支団の名称については、合併までに調整する。 出動体制については、合併までに組織に合わせて調整する。	1
2 7 交流事業の取扱い (2) 「語学指導等を行う外国青年招致事業」について(略) 国際交流員及び外国語指導助手の配置については、合併までに調整する。	2

協 定 項 目	資料頁
2 8 広報・広聴事業の取扱い	2
(1) 広報紙は、月1回発行する。発行日、配布方法等については、合併時に統一する。	
(3) ホームページについては、合併時に統一し、新市において開設する。	2
3 0 衛生事業の取扱い	
(3) 葬斎場については、合併時までに調整し新市において効率的な運営を図る。	
3 1 障害者福祉事業の取扱い	2 ~ 3
(3) 障害福祉年金等町村独自の事業については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として実施するように合併までに調整する。	
3 2 高齢者福祉事業の取扱い	3 ~ 5
(2) 国又は県の制度に基づき全町村で実施している事業(略)内容、利用料等に差異のあるものについては、合併までに調整する。	
(3) 国又は県の制度に基づき一部の町村で実施している事業(略)、実施事業、内容について合併までに調整する。	
(4) 各町村が独自に実施している制度又は事業については、地域性と地域間の均衡に考慮しつつ合併までに調整する。	
(5) 福祉施設等について(略)その事業内容、運営方法等は合併までに調整する。	6
3 3 児童福祉事業の取扱い	6
(3) 乳幼児医療費助成事業については、実施の方向で合併までに調整する。	
(5) 母子・父子福祉事業については、合併までに調整する。	
3 6 保育事業の取扱い	6 ~ 7
(1) 保育時間、保育料徴収基準額及び算定の特例については、統一の方向で合併までに調整する。	
(4) 私立保育所補助等事業については、合併までに調整する。	
3 8 その他の福祉事業の取扱い	7
(1) (略)民生委員児童委員協議会のあり方等については、合併までに調整する。	
(2) 災害救助(略)単独事業については、合併までに調整する。	
(3) 戦没者追悼式(略)開催時期、開催場所等については、合併までに調整する。	

協 定 項 目	資料頁
3 9 健康づくり事業の取扱い	
健康づくり事業については、(略)差異のあるものは合併までに調整することを基本とし、制度・事業の再検討を行い、地域性と地域間の均衡に考慮しつつ質の高いサービスを目指す。	
(2) (略)ただし、三重町外5カ町村休日夜間急患センターについては、合併までに調整する。	7
(3) 母子保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。	8 ~ 9
(4) 老人保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。個人負担金を要する事業については、金額を統一する。	9 ~ 1 3
(5) 予防接種事業については、合併までに調整し新市において統一する。	1 3 ~ 1 5
(6) 結核検診事業については、合併までに調整し新市において統一する。	1 5
(7) 精神保健福祉事業については、合併までに調整し新市において統一する。	1 5 ~ 1 6
(8) その他の保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。	1 6
4 0 環境対策事業の取扱い	1 6
(2) 環境対策の各種制度等については、新たなものとして合併時までに調整する。ただし、調整のできないものについては、新市において調整する。	
4 1 農林水産事業の取扱い	
(1) 林業関係事業の取扱いについて (略)林道及び作業道関係整備事業、(略)については、合併時に統一する。	1 6
(2) 畜産関係事業の取扱いについて 導入関係事業、畜産品評会関係事業及び畜舎等整備事業については、合併時に統一する。	1 6 ~ 1 7
(3) 一般農政関係事業の取扱いについて 国の生産調整対策及び町村単独事業については、地域間で不均衡を生じないように合併までに調整する。	1 7 ~ 1 8
(4) 農業土木関係事業の取扱いについて 農地・農業用施設整備事業、耕地災害復旧事業及び農道愛護事業については、合併までに調整する。 かんがい排水関係事業、農地等高度利用促進事業及び新農業水利システム保全対策事業については、新市に引き継ぎ、事業内容については合併までに調整する。	1 8

協 定 項 目	資料頁
4 2 商工観光事業の取扱い (1) 商工関係事業の取扱いについて 企業誘致事業については、合併までに調整する。 (3) 観光関係施設(略)管理運営方法については、合併までに調整する。	1 9
4 4 建設事業の取扱い (2) 町村営住宅の取扱いについて 特定公共賃貸住宅について イ 入居資格については、合併時に統一する。ただし、朝地町の入居基準は、現行のとおりとし、新市で調整する。 ウ 入居者の選考、住宅管理人等は合併時に統一する。 (3) 道路事業の取扱いについて 町村道の維持管理については、合併までに統一する。 (5) 建設一般補助金等の取扱いについて 分担金については、継続事業を除き、合併時に統一し、徴収する。ただし、道路関係については、合併時に廃止する。	1 9 2 0 2 0
4 5 上下水道事業の取扱い (1) 水道事業の取扱いについて 水道事業については、(略)詳細は合併までに調整する。 手数料については、合併時に統一する。 給水加入金・給水装置工事方法については、合併時に統一する。 飲料水給水施設設置補助は、合併時に統一する。 給水装置工事事業者の指定は、合併時に統一する。 (2) 下水道事業の取扱いについて 下水道事業については(略)詳細は合併までに調整する。 手数料については、公共下水道は現行のとおりとし、農業集落排水事業は合併時に統一する。	2 0 ~ 2 1 2 1
4 6 学校教育事業の取扱い (2) (学校給食)献立と給食費の調整 献立や給食費については、合併時までに調整する。 (4) 健康診断については、合併までに調整し、合併時に統一する。 (5) 公立幼稚園(略)入園料、授業料については合併時に統一する。 (9) 就学奨励費補助については、(略)合併時に内容を統一する。 (12) 5町2村又は複数町村で同一又は同種の補助事業等は、合併までに調整する。	2 1 ~ 2 2 2 2 2 2 ~ 2 3

協 定 項 目	資料頁
<p>4 8 社会教育事業の取扱い</p> <p>(1) 公民館の(略)休館日については、合併までに調整し合併時に統一する。</p>	2 3
<p>5 1 定住促進事業の取扱い</p> <p>(2) 出産祝金制度については、県の助成制度が存続される場合において、新たな条例を制定し新市に引き継ぐ。その内容については、合併時に統一する。</p> <p>(3) 住宅補助制度については、住宅の新築及び増改築補助に限り、合併前の過疎・辺地地域を対象に新たな条例を制定し、当分の間新市に引き継ぐ。その内容については、合併時に統一する。</p>	2 3
<p>5 2 その他の事業の取扱い</p> <p>(2) コミュニティ施策の取扱いについて</p> <p>自治公民館補助事業については、新市に引き継ぐ。ただし、建設補助及び運営補助の内容については、合併時に統一する。</p>	2 3

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針	
1 2 (2)	公平委員会	公平委員会設置	公平委員会設置	公平委員会の事務は、当分の間大分県人事委員会に事務委託する。	
1 5 (7)	野津町に係るごみ処理及びし尿処理に関する事務 (9) 緒方町、朝地町に係る消防及び救急に関する事務 (10) 野津町に係る消防及び救急に関する事務			豊後大野市は事務委託を受ける。	
				新竹田市に事務委託する。	
				豊後大野市は事務委託を受ける。	
2 1 (1)	行政区	行政連絡員の取扱い	名称の統一	区長、駐在員、自治委員等の行政連絡員の名称は、「自治委員」とする。	
			任期の統一	1 行政連絡員の任期については、2年とする。 2 原則として、行政区内の自治組織の代表者を行政連絡員とする。 3 行政区内の自治組織の代表者が交代した場合、交代によって新たに委嘱された行政連絡員の任期は、前任者の残任期間を任期とする。	
			業務内容の統一	行政連絡員の業務内容については、「広報事項の伝達に関すること」、「各種調査及び報告」及び「その他市長から依頼された事項」とする。	
2 4 (1)	賦課・徴収・収納	基礎課税額	所得割額	標準基礎課税総額の算定方式については、4方式とする。税率は、新市において統一する。	
			資産割額	具体的な税率の算定については、医療費の動向及び住民生活に急激な負担の増加を生じることのないよう十分に留意しながら、市町村民税、固定資産税との関係や将来の国保会計の安定の観点から総合的に検討・調整し新市発足後すみやかに国保運営協議会に諮り決定する。	
			被保険者均等割額		
			世帯別平等割額		
2 4 (5)	保険給付	葬祭費	金額	金額は20,000円とする。	
2 4 (8)	被保険者	被保険者証	被保険者証発行(通常)	被保険者証の発行に関して、時期は4月に統一する。	
2 5 (4)	認定業務	介護認定審査会	合議体数	合議体数は12合議体以内とする。	
			合議体構成委員	委員については保健、医療、又は福祉に関する識見を有する者のうちから新市長が任命する。なお、定員は70人以内とする。	
			開催日程	火曜日・木曜日(昼・夜)の1合議体・月1回を基本とするが、申請件数・休祝日等を考慮し、3ヶ月に1回程度見直しを行う。	
			審査・判定	大野広域連合の事務を新市に引き継ぐ。	
2 6 (1) (1)	消防事業(非常備)	消防団条例	名称及び区域	1 豊後大野市に次の消防団を設置する。 豊後大野市連合消防団 ・豊後大野市 三重町消防団 ・豊後大野市 清川町消防団 ・豊後大野市 緒方町消防団 ・豊後大野市 朝地町消防団 ・豊後大野市 大野町消防団 ・豊後大野市 千歳町消防団 ・豊後大野市 犬飼町消防団 2 連合消防団及び各団については、豊後大野市庁舎に置く。 3 管轄区域については、現行どおりとする。	
			消防団に関する事	火災時の出動体制について	合併時においては、現状の出動体制とし、統一した体制を新市において調整する。

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針
27 (2)	交流	語学指導等を行う外国青年招致事業(CIR)	事業概要 (圏域・人員・報酬)	<p>人員 現状の3名(清川・緒方・朝地)を新市に引き継ぎ、新市の人員については17年度にて調整する。</p> <p>圏域 現状(アジア圏・北米圏・ヨーロッパ圏)の圏域を引き継ぐ。</p> <p>給料 自治体国際化協会の定める基準により給料を決定し、所得税及び住民税控除後の年間給料額は3,600,000円を下回らない額とする。現行の国際交流員については、招致時に締結した契約による金額とする。</p> <p>配置 現行の町村配置を引き継ぎ、新市において再配置を検討する。</p>
	人事	外国語指導助手	配置方法	<p>人員...現状の3名(三重・犬飼・千歳)を新市に引き継ぎ、17年度に調整する。</p> <p>圏域...英語圏とする</p> <p>報酬...(財)自治体国際化協会の定める所得税及び住民税控除後の年間給料額は360万円を下回らない額とする。</p> <p>現行の外国語指導助手(ALT)については、招致時に締結した契約による金額とする。</p> <p>配置...現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、平成18年度契約については、17年度に調整し、適正な人員配置を図る。</p>
28 (1)(3)	広報	市報	市報の名称	名称...市報ぶんごおの
			発行回数	発行回数...毎月1回(協定項目第28-1号にて確認済み)
			発行部数	発行部数...19,000部
			配布方法	配布方法...自治委員による配布(別途自治委員へ依頼の必要あり)
		ホームページ	ホームページの名称	豊後大野市のホームページ
			開設予定	平成17年3月31日
内容等	市の概要 行政情報:お知らせ、電子申請、行事予定、広報誌等 観光情報:観光地、イベント、特産品、交通アクセス等 リンク集			
30 (3)	衛生	斎場・火葬場の状況	火葬業務委託	新市において当分の間、旧緒方町・朝地町の火葬業務は竹田市に委託する。
			葬斎(火葬)場の運営	新市において、三重町外4カ町村葬斎場及び大野町火葬場は新市が運営維持管理を行う。また、運営維持管理体制は基本的に現行のとおりとし、必要があれば新市において調整する。
			葬斎(火葬)場の維持管理	
			新市葬斎場の建設	新市において新たな葬斎場の建設を行う。
			窓口受付体制	新市において、斎場・火葬場の窓口受付は各支所で行う。
31 (3)	手当・年金	手当・年金	障害福祉年金	新市において、効果的な事業を創設することとし、左記事業は廃止する。
			重度心身障害児福祉手当	
			障害福祉見舞金	
			在宅重度障害者介護手当	
			在宅寝たきり者等介護手当	
	障害者援護施策	精神障害者デイケア等交通費助成事業	対象者	新市においても事業を実施する。
			事業内容	精神障害者が保健所、精神科へのデイケア並びに小規模作業所等へ通所するための交通費の半額を助成する。
			申請方法	受給資格登録申請を行い、施設の代表者の証明を受けた助成金支給申請書を市へ提出する。
			支給方法	申請書受理後、本人の指定口座に振込む。

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針
3 1 (3)	障害者援護施策	補装具助成事業	補装具助成事業	廃止する。
		心身障害者タクシー料金の助成	心身障害者タクシー料金の助成	廃止する。
		障害者等居宅生活支援事業利用者負担金助成事業	障害者等居宅生活支援事業利用者負担金助成事業	障害者等居宅生活支援事業利用者負担金助成事業については、廃止する。
3 2 (2) (3) (4) (5)	高齢者福祉	敬老年金	敬老年金	敬老年金は、廃止する。
		敬老祝金	敬老祝金	敬老祝金は、廃止する。
		敬老祝品	支給対象者	9月1日現在80才に達した高齢者、並びに当該年度内に100才に達した高齢者に対し支給する。
			支給時期	80才に達した高齢者には敬老週間に支給する。100才に達した高齢者に対しては、当該高齢者の誕生日前後とする。
			支給内容	記念品に祝い状を添えて支給する。
			対象経費	80才に達した高齢者は一人あたり5,000円相当の記念品とする。100才に達した高齢者は一人あたり10,000円相当の記念品とする。
			支給方法	80才に達した高齢者には、自宅へ業者による配送とする。100才に達した高齢者には、市長が自宅を訪問し支給する。
		金婚式	金婚式	金婚式は廃止する。
		ダイヤモンド婚式	ダイヤモンド婚式	ダイヤモンド婚式は廃止する。
		高齢者生活支援事業 住宅改修指導事業	実施方法	「介護予防・地域支え合い事業」実施要綱に基づき実施する。
			実施体制	新市においてリフォームヘルパーを委嘱する。福祉専門職は地域型在宅介護支援センター職員を委嘱し、他の構成職員は、新市職員とする。
			1回あたり単価	地域型在宅介護支援センター職員を派遣した場合、実態把握調査単価に準じる。 (現行 = 2,700円)
		高齢者生活管理短期宿泊事業	実施方法	「介護予防・地域支え合い事業」実施要綱に基づき実施する。
			決定機関、決定方法	ケア会議にて要否を協議し、その結果に基づき市が決定する。
			委託先	新市において決定し委託する。
			1回あたり単価	介護保険サービスの短期入所生活介護の介護報酬のうち、(2)併設型短期入所生活介護費(一)併設型()従来型要支援の単価とする。(現行7,970円)
		住宅改修支援事業	1回あたり負担金	1回あたり単価の1割とする。ただし食事に関する費用は、別途負担するものとする。
			実施方法	「介護予防・地域支え合い事業」実施要綱に基づき実施する。
			委託先	新市において決定し委託する。
			1件あたり単価	「介護予防・地域支え合い事業」実施要綱に規定する単価とする(現行 = 2,000円)。
介護予防事業 転倒骨折予防教室	実施方法	「介護予防・地域支え合い事業」実施要綱に基づき実施する。		
	委託先	事業を委託する場合は合併前に調整し、新市において決定し委託する。		
	委託料	1回あたり30,000円を上限とする。		
	利用者負担金	施設利用料が必要な場合は、全額利用者負担とする。		
介護予防事業	実施方法	「介護予防・地域支え合い事業」実施要綱に基づき実施する。		

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針
32 (2)(3) (4)(5)	高齢者福祉	アクティビティ・痴呆介護事業	委託先	事業を委託する場合は合併前に調整し、新市において決定し委託する。
			委託料	1回あたり30,000円を上限とする。
			利用者負担金	施設利用料が必要な場合は、全額利用者負担とする。
		介護予防事業	実施方法	「介護予防・地域支え合い事業」実施要綱に基づき実施する。
			委託先	事業を委託する場合は合併前に調整し、新市において決定し委託する。
		高齢者食生活改善事業	委託料	1回あたり30,000円を上限とする。
			委託先	事業を委託する場合は合併前に調整し、新市において決定し委託する。
		高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	推進会議の開催	新市において、高齢者の生きがいと健康づくりの推進について関係機関で協議し、必要であれば推進会議を組織し、事業の企画・立案等を行う。
		高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	広報活動等	新市において、推進会議において事業の企画・立案等なされた場合に必要なる予算措置を講じる。
		高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	文化伝承、三世代交流活動等高齢者の地域活動の振興	
		高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	スポーツ・娯楽活動・健康増進活動等の推進、同好会等の育成等	
		高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	木工・陶芸・手芸・園芸等の生産、創造活動の振興等	
		高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者指導者(シニアリーダー)の活用事業	
		高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	その他事業	
		家族介護支援対策事業	実施方法	
		家族介護教室	委託先	合併前に調整し、新市において決定し委託する。
			委託料	1回あたり30,000円を上限とする。
			利用者負担金	教材費等実費は、全額利用者負担とする。
			対象者	高齢者を現に介護しているか、または介護していた家族
		家族介護支援対策事業 家族介護者交流事業	実施方法	「介護予防・地域支え合い事業」実施要綱に基づき実施する。
			委託先	合併前に調整し、新市において決定し委託する。
			委託料	1回あたり30,000円を上限とする。
			利用者負担金	教材費等の実費は利用者負担とする。
家族介護支援対策事業	家族介護者ヘルパー受講支援事業	家族介護者ヘルパー受講支援事業は廃止する。		
家族介護支援対策事業 徘徊高齢者家族支援サービス事業	実施方法	「介護予防・地域支え合い事業」実施要綱に基づき実施する。		
	決定機関、決定方法	ケア会議にて要否を協議し、その結果に基づき市が決定する。		
	委託先	合併前に調整し、新市において決定し委託する。		
	助成対象額	1件あたり加入料、月額基本料を助成する。		
	利用者負担金	助成対象額以外の経費は、利用者が負担する。		
家族介護支援対策事業	家族介護慰労事業	家族介護慰労事業は、実施しない。		

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針
32 (2)(3) (4)(5)	高齢者福祉	老人保護措置費	実施方法	老人福祉法の規定に基づき実施する。
			決定機関、決定方法	入所判定委員会にて決定する。
			措置費	事務費、生活費等措置費単価は、老人福祉法に規定する単価による。
			費用徴収負担金	費用徴収負担金の算定は、老人福祉法に規定する算定根拠による。
		成年後見制度利用支援事業	実施方法	「介護予防・地域支え合い事業」実施要綱に基づき実施する。
			決定機関、決定方法	成年後見制度利用促進のための広報・普及活動に関しては、新市担当課にて実施。 制度利用に係る経費に対する助成に関しては、ケア会議にて要否を協議し、その結果に基づき市が決定する。
			対象経費	補助要綱に基づく事業対象経費内とする。
		老人日常生活用具給付事業	実施方法	老人日常生活用具給付等事業実施要綱に基づき実施する。
			決定機関、決定方法	ケア会議にて要否を協議し、その結果に基づき市が決定する。
			対象経費	老人日常生活用具給付等事業補助基本額に準じる。なお、給付等を受けた者等は、日常生活用具給付等事業費用負担基準により、負担するものとする。
		高齢者住宅改造助成事業	実施方法	「大分県高齢者住宅改造助成事業」実施要綱に基づき実施する。
			決定機関、決定方法	ケア会議にて要否を協議し、その結果に基づき市が決定する。
			助成対象額	助成基本額は、県要綱に規定する額とする。 (現行助成基本額 = 600,000円、助成割合 = 2/3)
		老人福祉電話等設置事業	対象者	新市に住所を有するひとり暮らしの老人等で、次に掲げる要件を全て備えていること。 (1)年齢がおおむね65才以上の者 (2)安否の確認を必要とする者 (3)要保護者、または要保護者に準じる者
			決定機関、決定方法	ケア会議にて要否を協議し、その結果に基づき市が決定する。
			対象経費	新市は設置手数料を負担する。利用者は、月額基本料並びに通話料を負担する。
		医療費助成・見舞金	老人医療費助成事業	老人医療費助成事業は、廃止する。
		医療費助成・見舞金	老人等見舞金支給事業	老人等見舞金支給事業は、廃止する。
		在宅寝たきり老人等歯科医療推進事業	在宅寝たきり老人等歯科医療推進事業	保健事業において、歯科衛生士と連携し在宅歯科訪問指導を行う。
		ホームヘルパー養成研修	ホームヘルパー養成研修	ホームヘルパー養成研修は、新市が実施主体として実施しない。
		ひとり暮らし老人激励事業	ひとり暮らし老人激励事業	ひとり暮らし老人激励事業は、廃止する。
		敬老会事業	事業の取り扱い	敬老会事業は実施しない。
		寝具乾燥消毒サービス事業	事業の取り扱い	寝具乾燥消毒サービス事業は実施しない。他の効果的な介護予防サービスで対応する。
医療費助成等 はり・きゅう治療費支給事業	対象者	70歳以上の高齢者とする。		
	申請方法	本人、家族が高齢者受給者担当課窓口で申請する。		
	決定方法	伺いにより決定する。		
	助成額	1回あたり1,000円とし、利用回数は月1回、年6回とする。		
	指定施設	助成対象となるはり・きゅう施設は、市長が指定する施設に限る。		

合併準備会 調 整 結 果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調 整 方 針													
3 2 (2) (3) (4) (5)	高齢者福祉	養護老人ホーム	施設の運営	老人福祉法の規定に基づき、新市が直営で管理運営する。													
		寝たきり老人介護手当	寝たきり老人介護手当	寝たきり老人介護手当は、廃止する。													
		介護保険サービス利用者負担額助成事業	(単独分)	介護保険サービス利用者負担額助成事業(単独分)は、廃止する。													
3 3 (3) (5)	児童福祉	乳幼児医療費助成事業 (単独分)	対象者	3歳の誕生月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者とする。													
			助成対象医療費	助成対象医療費は、平成17年4月診療分からの県補助事業で助成されない医療費とし、助成医療費は自己負担額の2分の1以内とする。(10円未満切り捨て) 清川村、朝地町、大野町で実施している合併前の単独事業に係る助成対象医療費については、合併後にも一定の期間を定めて助成の申請ができるものとする経過措置を定める。													
			支払方法	支払方法は、償還払いとし原則として口座振込とする。申請書の電算入力は支所で、毎月15日までに入力する。支払処理は本庁で一括して行い、同月末までに処理する。 また、支払通知書は、本庁で発行し送付する。													
	母子・父子・寡婦	母子家庭医療費助成事業	対象者	母子家庭医療費助成事業については、「ひとり親家庭医療費助成事業」と名称を変更して、新市においても実施する。													
			所得制限														
			助成額	対象者、所得制限、助成額については現行どおり実施する。													
		父子家庭医療費助成事業	対象者	父子家庭医療費助成事業については、男女平等の観点から、母子医療の事業に準じて実施する。 なお、名称を母子医療と併せて「ひとり親家庭医療費助成事業」とする。													
			所得制限														
			助成額														
		寡婦家庭医療費助成事業	対象者	対象者は母子寡婦福祉法の定義で統一する。(配偶者がなく20歳未満の児童を扶養したことがある60歳以上70歳未満の者)													
			所得制限	所得制限は、所得税非課税者を対象で統一する。													
			助成額	助成額は、自己負担額の1/3助成で統一する。													
		母子・父子児童等福祉手当	母子・父子児童等福祉手当	廃止する。													
		母子世帯等小口資金貸付事業	母子世帯等小口資金貸付事業	廃止する。													
		母子寡婦福祉協議会補助	母子寡婦福祉協議会補助金	母子寡婦福祉協議会補助は行うこととする。													
一日お父さん事業	事業内容	新市において年1回実施する。															
3 6 (1) (4)	保育所事業		保育時間	保育時間については、現行どおり新市に引き継ぐ。													
		へき地保育所運営	へき地保育所運営	へき地保育所運営については、清川村の「清川村へき地保育所管理運営に関する規則」の例により実施する。但し、保育時間については現行のまま新市に引き継ぐ。													
		保育料	徴収金基準額	負担金徴収基準額表は国基準の7階層とし、基準額については、以下とする。 <div style="margin-left: 20px;"> 現行の各町村の階層区分別、年齢別基準額の平均額を調整 </div> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="3">徴収基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>5,400</td> <td>5,400</td> <td>5,400</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	徴収基準額(月額)			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	第1階層	0	0	0	第2階層	5,400
階層区分	徴収基準額(月額)																
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児														
第1階層	0	0	0														
第2階層	5,400	5,400	5,400														

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針			
36 (1)(4)	保育所事業	保育料	徴収金基準額	第3階層	14,200	14,200	14,200
				第4階層	23,600	23,600	23,600
				第5階層	34,300	34,300	34,300
				第6階層	44,300	38,800	37,000
				第7階層	54,500	40,600	38,100
		保育料算定の特例	保育料算定の特例	(1)第2階層及び(2)第3階層に認定されたア母子世帯、イ在宅障害者のいる世帯、ウその他の世帯については、三重町の例に従い、(1)は無料、(2)は1,000円を減額するものとする。 (3)同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の減額設定については、全階層を通じ年齢が低い児童を基準とし、それ以外の児童を半額、1/10にする方式とする。 (4)保育料更正時の計算方法は清川村の例(以下)により実施する。 ・保育料月額×在所日数(25日を越える場合は25日)/25			
		減免	減免については、緒方町の例(以下)により実施する。 ・扶養義務者が(1)災害又は疾病にかかったとき、(2)死亡した時、(3)その他止むを得ないと認められるとき				
		へき地保育所保育料	保育料	保育料は、負担金徴収金基準額表の第3階層(14,200円)から幼稚園の1月の給食費(3,800円)を控除した額(10,400円)とする。			
		私立保育所補助事業	私立保育所補助事業	新市では実施しない。			
38 (1)(2)	民生委員児童委員会	民生委員児童委員会	在任委員	在任委員は新市に引き継ぐ。			
			委員会運営	委員会、協議会は社会福祉協議会で対応する。			
	災害援助	災害見舞金	災害の種類	条例、規定を整備する。 災害の種類・対象・見舞い金額 ・死亡 100,000			
			見舞金の対象	・負傷(重症) 20,000 ・住宅全焼・全壊・流失 50,000 ・住宅半焼・半壊・半流失・床上浸水 30,000			
			見舞金額	・非住宅全焼・全壊・流失 20,000 ・非住宅半焼・半壊・半流失・床上浸水 10,000			
	災害見舞金募金	災害見舞金募金	新市においてはおこなわない。				
	戦没者追悼式	戦没者追悼式	戦没者追悼式	当面は旧町村単位で開催する。			
39 (2)(3) (5)(6) (8)	地域医療	救急医療	三重町外5カ町村休日夜間急患センター	三重町外5カ町村休日夜間急患センターについては、平成17年3月30日をもって廃止する。			
	母子保健事業	母子健康手帳	母子健康手帳の作成	県が作成した母子健康手帳を購入して使用する。			
			交付場所	本庁、各支所の担当窓口で交付する。			
	妊婦健康診査(医療機関委託)	妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査	委託料(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に準じる) (前半期)1人1回6,470円の範囲以内(B型肝炎検査 500円)			

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針
39 (2)(3) (5)(6) (8)	母子保健事業	妊婦健康診査(医療機関委託)	妊婦一般健康診査	(後半期)1人1回5,970円の範囲以内 健康診査受診票 母子健康手帳交付時に受診券を交付する。
			妊婦超音波検査	委託料(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に準じる) 1人1回5,000円の範囲内 健康診査受診票 母子健康手帳交付時に、出産予定日において35歳以上の妊婦に対して受診券を交付する。
			妊婦精密健康診査	委託料(健康保険法の規定による療養に要する費用の算定方法に準じる) 医療保険各法による負担額を控除した額 健康診査受診票 妊婦に対して、随時発行する。
		乳児健康診査(医療機関委託)	乳児一般健康診査	委託料(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に準じる) 1人1回5,350円の範囲以内 健康診査受診票 母子健康手帳交付時に受診券(2枚)を交付する。 対象者：生後3～6ヶ月児と9～11ヶ月児
			乳児精密健康診査	委託料(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に準じる) 医療保険各法による負担額を控除した額 健康診査受診票 乳幼児に対して随時発行する。
			乳児健康診査(実施分)	対象者 6,7,8ヶ月児を対象とする。 通知方法 個人通知、広報の掲載で通知する。 開催回数・場所・内容 開催回数は、4回/年。 場所は概ね2会場とし、対象者数が1会場35名程度になるよう会場を決定する。(その時の出生数による) 内容は問診・計測・指導(保健・栄養)・小児科医師による診察と発達チェック・各種相談
		1歳6ヶ月児健康診査	対象者	対象者は1歳6,7,8ヶ月児とする。 未受診者には、満2歳まで受診勧奨を行う。
			通知方法	通知方法は、個別通知(問診票も含む)を行う。
		1歳6ヶ月児健康診査	開催回数・場所・内容	開催回数は4回を基本とし、会場は、対象者数により決定する。 内容は、問診・歯科健診・内科健診(原則として、小児科医)・身体計測・発達チェック・各種指導(育児・栄養・歯科)
		3歳児健康診査	対象者	対象者は3歳6,7,8ヶ月児とする。 未受診者には、満4歳まで受診勧奨を行う。
			通知方法	通知方法は、個別通知(問診票も含む)を行う。

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針
39 (2)(3) (5)(6) (8)	母子保健事業	3歳児健康診査	個人カルテ・問診票	個人カルテ・問診票は、緒方町の様式に統一する。
			開催回数・場所・内容	開催回数は4回を基本とし、会場は、対象者数により決定する。 内容は、問診・歯科健診・内科健診(原則として、小児科医)・尿検査・身体計測・発達チェック・各種指導(育児・栄養・歯科)
		幼児健康診査	幼児健康診査	実施しない。
		歯科教室	歯科教室	保育所や幼稚園・育児サークル・子ども教室等において、歯科教室を実施する。
		母子教育	育児学級	対象者;1歳未満児とその保護者 実施方法;旧町村の実情に合わせる。 実施場所;旧町村の保健センター等とする。 通知方法;個別通知とする。
				親子ふれあい教室
		母子教育	妊婦教室	対象者は、妊婦及び家族とする。 通知方法は、母子健康手帳の交付時・健康カレンダー・市報で知らせる。 開催回数は、年6回(2か月に1回) 実施場所は、1ヶ所。(緒方町すこやかセンターで公立緒方病院のスタッフと一しょに実施) 内容は、問診・血圧測定・指導(保健・栄養・歯科)・相談・交流会とする。 *各町村の保健センター等においても、状況に応じて、保健師が対応する。
		母子相談	母子相談	相談の求めに応じて、随時実施する。
		母子訪問	妊産婦訪問	要フォロー者、希望者への訪問とする。
			新生児・乳児訪問	新生児訪問 原則として全員へ訪問する。 乳児訪問 健康診査後の要フォロー者や未受診者、希望者とする。
	幼児訪問		健康診査後の要フォロー者や未受診者、希望者とする。	
	老人保健事業	各種検診対象者調査	委託先、委託料、実施方法	<p>委託先は、基本健診の委託先とする。</p> <p>委託料は、統一する。</p> <p>実施方法</p> <p>・委託内容:委託先に提供した住民データに基づき、調査票への出力。</p> <p>・回収した調査票から対象者入力。</p> <p>・必要な帳票の提供等。</p> <p>(担当課で行う業務:住基データをFDで委託先へ渡す。調査票の配布回収)</p> <p>・時期:合併初年度に実施する。(毎年行う必要はない)年度当初に実施。</p> <p>・調査対象者:翌年4月1日現在で、19歳以上の住民を対象に世帯ごとに出力。</p> <p style="text-align: center;">検診項目により、対象年齢は異なる。</p> <p>・調査項目:結核検診、基本健診、各種がん検診、骨密度検査の受診予定。</p> <p>・調査票の配布・回収:各地区駐在員または保健推進員等による。</p>

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針
39 (2)(3) (5)(6) (8)	老人保健事業	基本健康診査(集団)	対象者	対象年齢は18歳以上とする。 (ただし、原則として循環器疾患で治療中の人は対象からはずす。希望者は受診可。)
			委託先、委託料	委託料を統一の方向で調整し、委託先は当分の間現行どおりとする。 *ただし、検診結果を新市電算システム(日立)に合わせることが、委託の条件。
			個人負担金	基本健診の個人負担金は無料とする。
			開催場所	開催場所は、当分の間現行どおりとする。
		胃がん検診(集団)	対象者	対象者は、40歳以上とする。
			委託先、委託料	委託先は大分県地域保健支援センターと公立おがた病院とする。 委託料は統一する。
			個人負担金	個人負担金は、平成17年度は400円とし、新市において見直を行う。 ただし、直接撮影を希望するものについては、委託料との差額は別途自己負担とする。
			実施方法	開催場所は、当分の間現行どおりとする。 検診内容は、問診・胃バリウム検査(間接撮影を基本とし、直接撮影も選択できる。二重読影)とする。
		子宮がん検診(集団)	対象者	対象者は、20歳以上とする。(ただし、2年に1回の受診とする。)
			委託先、委託料	委託先は、大分県地域保健支援センターと公立おがた病院とする。 委託料は、統一する。
			個人負担金	個人負担金は、平成17年度は400円とし、新市において見直を行う。
			実施方法	開催場所は、当分の間現行どおりとする。 検診内容は、問診・内診・子宮頸部細胞診検査とする。
		大腸がん検診(集団)	対象者	対象者は、40歳以上とする。
			委託先、委託料	委託料は統一し、委託先は当分の間現行どおりとする。
			個人負担金	個人負担金は、平成17年度は200円とし、新市において見直しを行う。
			実施方法	開催場所は、基本健診と同じとする。 検診内容は、問診・便潜血反応検査(2日法)とする。
		肺がん検診(二重読影)(集団)	対象者	対象者は、40歳以上とする。
			委託先、委託料	委託先は、結核検診・基本健診と同じ委託機関とする。 委託料は、統一する。
			個人負担金	個人負担金は、平成17年度は200円とし、新市において見直しを行う。
			実施方法	開催場所は、基本健診と同じとする。 検診内容は、胸部レントゲン検査(結核検診、直接撮影)の二重読影とする。
肺がん(かくたん)検診(集団)	肺がん(かくたん)検診(集団)	肺がん(かくたん)検診(集団)は実施しない。		
乳がん検診(集団)	対象者	対象者は、40歳以上とする。(ただし、2年に1回の受診とする。)		
	委託先、委託料	委託先は、大分県地域保健支援センターと大分県厚生連健康管理センター、公立おがた病院とする。 委託料は、統一する。		

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針
39 (2)(3) (5)(6) (8)	老人保健事業	乳がん検診(集団)	個人負担金	個人負担金は、平成17年度は400円とし、新市において見直しを行う。
			実施方法	開催場所は、当分の間現行どおりとする。 検診内容は、問診・乳房エックス線検査(マンモグラフィー・二重読影)・視触診。エックス線読影と視触診は両者を同時に実施することを原則とする。
		前立腺がん検診(集団)	対象者	対象者は、55歳以上男性とする。(ただし、2年に1回の受診とする。)
			委託先、委託料	委託先は、基本健診と同じとする。 委託料は統一する。
			個人負担金	個人負担金は、平成17年度は200円とし、新市において見直しを行う。
			実施方法	開催場所は、基本健診と同じとする。 検診内容は、基本健診時の血液検査で行うPSA(前立腺特異抗原)検査とする。
		骨粗鬆症検診(集団)	対象者	対象者は、18歳以上とする。(ただし、2年に1回の受診とする。)
			委託先、委託料	委託先は、基本健診と同じ機関に委託する。 委託料は、統一する
			個人負担金	個人負担金は、平成17年度は200円とし、新市において見直しを行う。
			実施方法	開催場所は、基本健診と同じとする。 検診内容は、問診・踵部超音波検査・結果の指導とする。
		腹部超音波検査(集団)	腹部超音波検査(集団)	腹部超音波検査(集団)は、実施しない。
		肝炎ウイルス検査(集団)	対象者	対象者は、国の要綱どおりとする。 節目検診:40歳～70歳までの5歳きざみ 要指導者検診:GPT値要指導者
			委託先、委託料	委託先は、基本健診と同じ委託先とする。(基本健診の血液検査で実施) 委託料は、統一の方向で調整する。
			個人負担金	個人負担金は、当分の間200円とする。 ただし、生活保護受給者、市町村民税非課税世帯の者、老人医療を受けることが出来るもの(当分の間70歳以上)からは、徴収しない。
			実施方法	実施方法は国の要綱どおりとする。
		尿細胞診検査(集団)	尿細胞診検査(集団)	尿細胞診検査は実施しない。
		歯周疾患検診	歯周疾患検診	歯周疾患検診は実施しない。合併後、必要性について再検討を行う。
		医療機関委託健診(節目健診)	対象者	対象年齢は40・45・50・55・60・65歳とする。
			委託先、委託料	委託料は統一の方向で調整し、委託先は当分の間現行どおりとする。
			個人負担金	個人負担金については、基本健診分は無料とし、その他の検診項目については委託料の1割とする。
実施方法	・時期は、年間を通して実施する。 ・検診内容は、公立おがた病院のDコースまたは、厚生連健康管理センターのCコース並みの検診項目で、仕様(委託内容)を統一する。			

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調 整 方 針	
39 (2)(3) (5)(6) (8)	老人保健事業	医療機関委託健診(節目健診以外)	医療機関委託健診(節目健診以外)	基本健診 胃がん検診 子宮がん検診 大腸がん検診 肺がん検診 乳がん検診 前立腺がん検診について: ・医療機関委託健診(節目健診以外)の助成は全市を対象として継続し、行政負担金を「集団検診の行政負担金」に合わせ、統一する。 ・対象者は、集団検診各検診の対象者に合わせる。	
			健康手帳	健康手帳の作成 交付対象者	統一した健康手帳を作成する。様式は、緒方町・朝地町・大野町・千歳村が同じ様式(ファイル形式、加除式)で作成しているため、その手帳を参考に作成する。 交付対象は基本健診対象者(18歳以上)に合わせる。
		歯周疾患健康教育	対象者	18歳以上を対象とする。	
			実施方法	・通知方法は、健康カレンダー、回覧などで周知する。 ・実施内容は、歯科疾患の予防および治療、日常生活における口腔内清掃、義歯の機能およびその管理等の正しい理解についての教室とする。 ・スタッフは、歯科衛生士を派遣する。 ・開催場所は、各町村保健センター等とする。	
		健康教育	健診結果説明会	対象者は、健診受診者とする。 開催場所および回数: 当分の間現行どおりとする。 スタッフは、保健師・栄養士・看護師・衛生担当者等とする。 内容は、検診結果を返し、集団指導および必要に応じ個別指導を行う。	
				個別健康教育	耐糖能異常者・高コレステロール要指導者については、集団健康教育と個別健康教育を組み合わせ実施する。
				糖尿病教室	集団健康教育と個別健康教育を組み合わせ実施する。 対象者は、基本健診・節目健診受診者のうち耐糖能異常者(要指導者)とする。 開催場所は、対象者数によって決定する。 開催回数は、状況に応じ決定する。 開催時期は、年度の前半期、後半期に分けて実施する。 スタッフは、医師・保健師・栄養士・健康運動指導士・食推協等とする。 実施内容は、講話・実習(運動・栄養)・血液検査・個人指導等とする。
		健康教育	高脂血症教室	集団健康教育と個別健康教育を組み合わせ実施する。 対象者は、基本健診・節目健診受診者のうち高コレステロール値要指導者とする。 開催場所は、対象者数によって決定する。 開催回数は、状況に応じ決定する。 開催時期は、年度の前半期、後半期に分けて実施する。 スタッフは、保健師・栄養士・健康運動指導士・食推協等とする。 実施内容は、講話・実習(運動・栄養)・血液検査・個人指導等とする。	

合併準備会 調 整 結 果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調 整 方 針										
39 (2)(3) (5)(6) (8)	老人保健事業		高血圧教室	合併初年度は実施しない。										
			骨粗鬆症教室	合併初年度は実施しない。										
			その他の健康教室	各町村の実情に合わせ検討し、必要な事業については継続し、全市を対象とする。										
		健康相談	健康相談	健康相談	健診や健康教室等に併せて、健康相談を実施する。 ・対象者は、希望者とする。 ・周知方法は、広報、健康カレンダー等とする。 ・スタッフ：保健師、栄養士、歯科衛生士等。									
					電話相談	・対象者は、希望者とする。 ・周知方法は、広報、健康カレンダー等とする。 ・実施場所と回数は、随時実施する。 ・スタッフ：保健師、栄養士、歯科衛生士等。								
		歯科健康相談	対象者・実施方法	歯科健康相談単独事業としては、実施しない。 健康相談のスタッフに歯科衛生士が入るため、健康相談の中で歯科についても実施する。										
		機能訓練(A型)	対象者	実施方法	各町村の実情に合わせ検討し、必要な事業については、全市を対象に継続して実施する。									
						訪問指導	要指導者等	～ は、老人保健法第19条に基づき、訪問指導を実施する。						
		訪問指導	個別健康教育対象者	閉じこもり予防	介護家族者	寝たきり者	痴呆性老人	その他	訪問指導スタッフとして、保健師、栄養士、歯科衛生士等が必要に応じ、連携して訪問指導を行う。					
									訪問指導実施後、記録の整理を行う。訪問記録は、三重町の例を参考に、統一したものを作成する。					
									在宅歯科訪問指導単独事業としては、実施しない。 訪問指導のスタッフとして歯科衛生士がいるので、連携のもと在宅歯科訪問指導を行う。					
									在宅歯科訪問指導	対象者・実施方法	対象者	予防接種法の対象者 65歳以上の者 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器等の障害を有する者。 上記対象者で、新市外(県内)の医療機関に入院または通院している者及び新市に住民票があり県内施設に入所している者についても、補助対象とする。		
													接種方法	個別接種にて年1回接種する。接種時期は、10月～2月までの期間とする。
													委託先	原則として、新市内の医療機関とする。
		委託料	接種料金が、医療機関によって異なり料金の統一は、自由診療のためできない。 生活保護者については、委託料を統一する方向で、大野郡医師会と協議する。											
		予防接種	インフルエンザ	自己負担額	自己負担額は、接種料金から補助額を除いた分となるが、接種料金が医療機関によって違うため、自己負担額は受ける医療機関によって違ってくる。									

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針	
39 (2)(3) (5)(6) (8)	予防接種	インフルエンザ	自己負担額	補助額については、一人一回につき1,500円とする。 新市に住民票がある者で、新市外(県内)の施設入所又は医療機関(入院・通院)で接種を受けた者については、新市内医療機関で接種した者と同額の金額を限度とし、扶助費として支払う。	
			日本脳炎	対象者	予防接種法の対象年齢どおり []内は標準的な接種年齢 1期初回:生後6~90月未満【3歳】(1~4週間の間隔で2回接種) 1期追加:生後6~90月未満【4歳】(1期初回の2回目終了後1年後に1回接種) 2期 :9~13歳未満【小学校4年】 3期 :14歳・15歳【中学3年生】
				接種方法	個別接種にて対象年齢の間に接種する。 2期・3期の学童については、学校を通じて保護者宛てに通知する。
				委託先	原則は新市の医療機関とするが、予防接種相互乗り入れに準じて、県内医療機関でも接種できるものとする。
				委託料	大野郡医師会と取り決めている現行の委託料とする。(予防接種相互乗り入れの委託料と同額)
				自己負担額	自己負担なし。
		二種混合(ジフテリア・破傷風)	対象者	予防接種法の対象年齢の11歳・12歳とする。【小学校6年】 []内は標準的な年齢	
			接種方法	個別接種にて対象年齢の間に1回接種する。学校を通じて保護者宛てに個別通知する。	
			委託先	原則は新市の医療機関とするが、予防接種相互乗り入れに準じて、県内医療機関でも接種できるものとする。	
			委託料	大野郡医師会と取り決めている現行の委託料とする。(予防接種相互乗り入れの委託料と同額)	
			自己負担額	自己負担なし。	
		ポリオ	対象者	予防接種法の対象年齢の 生後3~90月未満とする。	
			接種方法	集団接種にて対象年齢に2回接種する。	
			委託先	新市の医療機関の小児科医を雇い上げて実施する。市内3箇所まで4日間実施する。	
			委託料	大野郡医師会と取り決めている現行の医師謝礼金とする。 基本額;出務1回につき、21,000円 加算額;接種人数×100円	
			自己負担額	自己負担なし。	
		BCG	対象者	予防接種法の対象年齢の4歳未満とする。	
			接種方法	個別接種にて対象年齢の間に1回接種する。	
			委託先	原則は新市の医療機関とするが、予防接種相互乗り入れに準じて、県内医療機関でも接種できるものとする。	
			委託料	大野郡医師会と取り決めている現行の委託料とする。(予防接種相互乗り入れの委託料と同額)	
			自己負担額	自己負担なし。	
		三種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風)	対象者	予防接種法の対象年齢とする。 []内は標準的な接種年齢 1期初回;生後3~90月未満【生後3~12月】1~4週間の間隔を置いて3回接種)	

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針
39 (2)(3) (5)(6) (8)	予防接種	三種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風)	対象者	1期追加;生後3~90月未満[12~18月]1期初回接種(3回)終了後、6ヶ月以上おいて1回接種) 2期 ;11・12歳(小学校6年)二種混合をする。
			接種方法	個別接種にて対象年齢の間に接種する。
			委託先	原則は新市の医療機関とするが、予防接種相互乗り入れに準じて、県内医療機関でも接種できるものとする。
			委託料	大野郡医師会と取り決めている現行の委託料とする。(予防接種相互乗り入れの委託料と同額)
			自己負担額	自己負担なし。
			麻疹	対象者
		接種方法	個別接種にて対象年齢時に1回接種する。	
		委託先	原則は新市の医療機関とするが、予防接種相互乗り入れに準じて、県内医療機関でも接種できるものとする。	
		委託料	大野郡医師会と取り決めている現行の委託料とする。(予防接種相互乗り入れの委託料と同額)	
		自己負担額	自己負担なし。	
		風疹	対象者	予防接種法の対象年齢の生後12ヶ月~90月未満とする。【生後12~36月】 []内は標準的年齢
		接種方法・内容	個別接種にて対象年齢時に1回接種する。	
	委託先	原則は新市の医療機関とするが、予防接種相互乗り入れに準じて、県内医療機関でも接種できるものとする。		
	委託料	大野郡医師会と取り決めている現行の委託料とする。(予防接種相互乗り入れの委託料と同額)		
	自己負担額	自己負担なし。		
	水痘	費用補助	補助は廃止する。	
	おたふく	費用補助	補助は廃止する。	
	結核検診	結核検診	対象者	結核予防法の対象者とする。
			実施方法	現行どおり基本健診と組み合わせて集団検診で実施。
			委託先	基本健診と同じ委託機関にする。
			委託料	肺がん検診の委託料に含む。
			検診内容	レントゲン直接撮影で実施。
			自己負担額	なし。
	精神保健福祉	精神保健福祉	精神保健福祉相談	精神保健福祉相談は現行どおり新市に引き継ぐ。 管理台帳及び相談記録カードについては、保健所の様式を参考に合併までに統一する。
普及活動			普及活動は、新市においても引き続き実施する。	
訪問活動			訪問活動は現行どおり新市に引き継ぐ。	
			管理台帳及び訪問記録カードについては、保健所の様式を参考に合併までに統一する。	
福祉サービスのケアマネジメント			福祉サービスのケアマネジメントは、新市においても引き続き実施する。	

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針	
39 (8)	精神保健福祉	精神保健福祉	組織活動(当事者のつどい)	組織活動(当事者のつどい)については、現行の実施状況や対象者の意向を考慮して、支援する。	
			組織活動(家族会支援)	組織活動(家族会支援)については、継続して支援する。	
			組織活動(精神保健ボランティア)	新市において、精神保健ボランティアの育成・支援を行う。	
	その他の事業	健康福祉まつり	健康福祉まつり	健康福祉まつり	現行の健康福祉まつりについては廃止する。
			献血	記念品	献血協力者に対する記念品は、廃止する。
				広報・啓発	市報、ポスター、ホームページ等にて啓発。
				場所・回数	現行どおり実施する。
				成分献血者の確保	血液センターの意向をふまえ、新市として現行どおり確保するよう努力する。
40 (2)	環境対策	美化一斉運動	美化一斉運動	美化一斉運動は新市が啓発し、地域の取り組みとして実施する。	
		コンポスター給付事業	コンポスター給付事業	新市においては、コンポスター給付事業は実施しない。	
		コンポスター設置補助事業	新市での実施の有無	新市においては、コンポスター設置補助事業は実施しない。	
		公害対策	公害に対する苦情処理・公害防止対策	公害に対する苦情処理は、本庁と連携し各支所で対応する。	
			公害防止対策	公害防止対策は、新市において総括的に対策を講じ、必要があれば条例等の整備を行う。	
		水質監視	旧尾平鉱山・旧豊栄鉱山の鉱毒処理の監視4カ所	旧尾平鉱山・旧豊栄鉱山の鉱毒処理の監視4カ所	新市において、県からの委託に基づき水質監視を行う。
				小規模水道水源(宇田給水施設)の監視	
		防疫用機器無償貸出及び油剤の給付	防疫用機器無償貸出及び油剤の給付	新市において、防疫用機器無償貸出及び油剤の給付は行わない。	
		その他対策	環境ボランティア	新市において、環境ボランティアの支援を積極的に行う。	
		ISO14001	ISO14001認証取得	新市においては、ISO14001の認証取得を行わず、ISOの「自己宣言」型を導入する。	
		水質検査	三重町(公共水域9カ所)(白山水浴場)	三重町(公共水域9カ所)(白山水浴場)	新市において、環境条例等の中で水質検査が必要である場所を指定し、定期的に実施する。
				緒方町(緒方川流域8カ所)	
朝地町(朝地町内9カ所)					
犬飼町(大野川流域2カ所)					
その他水質検査					
41 (1)	農林水産事業の取扱い	林業関係業務(単独事業)	作業路開設整備事業	事業の内容を統一する。 補助対象は、幅員2メートル以上の作業路の開設とする。 補助金額は、1メートル当たり525円又は実際にかかった金額のいずれか低い額とする。ただし予算の範囲内とする。 作業路開設整備事業に係る補助金交付規則を制定する。	
		畜産関係業務	肉用牛導入関係事業	・子牛の導入に対しては、以下の要領により補助する。(子牛:12月齢以下の市場購入であること。) 導入価格が50万円以上の子牛に対し、50万円を超えた額の1/2を補助する。ただし、1頭当たり25万円を上限とする。 地域内(新市内)からの導入に対しては、5万円を加算。(地域の優良牛の流出防止と共進会対策) ・育成牛の導入補助については、以下の要領により補助する。(育成牛:30月以下の初任牛であること。)	

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針
4 1 (2)	農林水産事業の取扱い	畜産関係業務	肉用牛導入関係事業	<p>導入価格が60万円以上の成牛導入に対し、60万円を超えた額の1/2を補助する。ただし、1頭当たり20万円を上限とする。</p> <p>・自家保留について 自家保留については、一律5万円とする。</p>
			畜産品評会関係	<p>現在の大野郡畜産共進会を新市の畜産共進会とする。</p> <p>内容については、現在の大野郡畜産共進会と同様の内容で開催する。</p> <p>新市、農協及び生産者組織の共催とする。</p> <p>現町村の畜産共進会及び品評会は支所予選会として開催する。</p> <p>支所予選会は、集合審査によることとするが、支所の事情によりやむを得ない場合については、巡回審査とする。</p> <p style="text-align: center;">支所予選会出品頭数 140頭程度予定 市の共進会出品牛頭数 80頭程度予定</p> <p>出品に係る補助金、内容等は統一する。</p>
			酪農経営基盤強化事業	<p>・優良乳用牛導入補助 導入価格60万円以上の乳牛に対し、30万円を上限に補助する。(補助率30%)</p> <p>・畜舎等整備事業補助 酪農施設整備、修繕及び機器等の更新は対象としない。</p> <p>補助率:50万円を超える事業を行う場合、その1/3以内で補助する。ただし、1件の事業費の上限は1,000万円とする。(1,000万円以上の部分については、補助対象外とする。)</p> <p>1平方メートル当たりの単価は、18,000円を上限とする。</p>
			肉用牛畜舎等整備事業	<p>・畜舎の小規模の増築に対して補助を行う。</p> <p>事業費が10万円以上である場合に、5万円/件を補助する。</p> <p>・増築に見合った増頭を行うこと。</p> <p>・県の補助事業へに上乗せについては、対象としない。</p>
4 1 (3)	生産調整事務	配分、配分後の調整	配分方針、調整方針	<p>1,当初配分については、対象水田面積を把握後に配分総計を各農業者に対して一律に配分する。ただし、各協議会支部は、支部の実績に応じた配分をすることが出来る。</p> <p>2,推進上の地区の計画面積の総計が、米作付け可能面積配分以内の場合は、地域内調整をする。ただし、地域内調整を実施する地区は、協議会支部長宛に4月末日までに申請しなければならない。</p> <p>3,地域間調整を実施し、目標配分面積を減ずる集落は、対象集落の代表者の承諾を得なければならない。</p> <p>4,配分については、推進協議会長名で配分する。</p> <p>5,配分に係る基準反収については、統計情報センターデータを使用する。計算方法は、過去7年の各年産の10a当たりの平均収量の平均で計算する。その際、最低反収と最高反収の年産のデータは控除する。</p>
			農業振興関係事業	町村単独補助事業

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針
4 1 (3)	農業振興関係事業		朝地町煙草生産施設等補助金	事業を廃止する。
			ハトムギ栽培奨励金	事業を廃止する。
			清川村農業振興対策事業	事業を廃止する。
			クリーンピーチ苗木補助	事業を廃止する。
			農産物生産振興補助(緒方町)	事業を廃止する。
4 1 (4)	農林水産事業の取扱い	農業土木関係	県営農道整備事業	既に事業認定されている三重町「大野南部地区」、緒方町「大野川中流2期地区」、朝地町「大野川中流2期地区」、大野町「大野川中流2期地区」「大分中部地区」の広域農道整備事業は新市に引き継ぐ。 既に事業認定されている朝地町「宮生地区」、大野町「直北2期地区」、犬飼町「田原地区」の農農道整備事業は新市に引き継ぐ。 既に事業認定されている緒方町「徳尾2期地区」の一般農道整備事業は新市に引き継ぐ。
			中山間地域総合整備事業	既に事業認定されている中山間地域総合整備事業(むらづくり基盤型)大野西部地区1期計画は、新市に引き継ぐ。
			耕地災害復旧事業	受益者の農地及び農業用施設にかかる負担率の最高限度を10%とする。但し、上記負担率以上の高率補助の場合はその差額分とし、補助対象外事業費は全額受益者負担とする。 農道・橋梁の受益者負担免除は廃止する。ただし、市の管理する農道は除く。
			単独耕地災害復旧事業	新市において単独耕地災害復旧事業は廃止する。
			農道台帳管理	現行の農道台帳を新市に引き継ぎ管理する。
			農道愛護作業補助金	大野町のみが予算計上している農道愛護作業補助金は新市において廃止する。
			三重中央地区かんがい排水事業	既に事業認定されている、三重町「三重町中央地区かんがい排水事業」は、新市においても実施する。
			大野川中央地区畑地帯総合整備事業	既に事業認定されている、犬飼町「大野川中央地区畑地帯総合整備事業」は、新市においても実施する。
			新農業水利システム保全対策事業	既に事業認定されている、朝地町土地改良区「新農業水利システム保全対策事業(朝地地区)」に対する補助は、新市においても実施する。
			新山村振興等農林漁業特別対策事業	既に事業認定されている、犬飼町「新山村振興等農林漁業特別対策事業」は、新市においても実施する。
			農地等高度利用促進事業	既に事業認定されている朝地町土地改良区「農地等高度利用促進事業(上井田地区)」に対する補助は、新市においても実施する。
			基盤整備促進事業	既に事業認定されている清川村「基盤整備促進事業(宇田谷地区)」は、新市においても実施する。
			農道維持管理	千歳村のみが予算計上している農道維持管理のための原材料費は新市においては廃止する。

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針
4.2 (1)	企業誘致	企業誘致・育成促進条例 企業誘致・育成推進協議会	条例・規則等の制定 条例・規則等の制定	企業誘致、企業の育成、起業への支援策等を抜本的に見直し盛り込む必要があるため、新市における企業誘致・育成推進協議会で検討し制定する。 新市において新しく協議会設置条例を制定する。 条 例 名：豊後大野市企業誘致・育成推進協議会 組 織：委員15人以内(識見を有するものの中から) 任期2年 協議事項：1 企業誘致・育成支援に関する調査・研究及び情報の収集 2 企業、団体等に対する立地啓発及び勧誘 3 進出企業及び地元企業との情報交換 4 その他企業誘致・育成支援に必要な事項 企業誘致推進委員の設置： 事業の場で活躍する豊後大野市出身者、豊後大野市への企業誘致に積極的に参加される者
4.2 (3)	商工観光事業の取扱い	観光関係業務 単独事業	観光施設管理	観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 管理・運営方法及び使用料は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において見直す。
4.4 (2)イ	公営住宅等	特公賃住宅	入居資格	特公賃住宅の入居資格は下記のとおりとする。 1. 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 2. 規則で定める基準の所得がある者であること。 3. 自ら居住するための住宅を必要としていること。 4. 県民税又は市町村民税を滞納していないこと。 5. 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める住宅については別途入居資格を設けることができる。
			住宅管理人	住宅管理人の取扱いは三重町の例により下記のとおり統一する。 市長は市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。 市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて、市営住宅等及び共同施設の管理に関する事務を補助する。 補助する事務 家賃の納入通知書の交付ならびに収入申告書の配布を行うこと。 市営住宅等及び共同施設の破損箇所の発見及びその報告を行うこと。 その他市営住宅等管理上必要な連絡調整を行うこと。 報償費(年間)は、総務部門(財政班)の調整方針による。

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針	
4 4 (3)	維持管理	市道の維持管理	維持管理体制	新市においては、市道の維持管理は各支所に対応する。	
			重機借上げ	重機借上げについては、各支所に対応する。 重機借上げ単価については、三重町の単価設定方法により毎年度、標準単価を設定する。 業者選定方法については、各支所に対応する。 重機借上げ基準については、各支所の職員が現場を確認して対応する。	
			維持管理補修人	維持管理業務作業における人夫については、合併時に廃止する。	
			原材料支給	新市においては、原材料支給は各支所に対応する。	
			草刈り委託料	新市においては、草刈り委託作業を行い、各支所に対応する。 業者選定については、各支所に対応する。 作業路線の選定については、1級及び2級市道とする。 その他市道については、地区の要望から調査して対応する。	
			道路、橋梁の維持の設計及び監督に関すること	新市において、各支所で維持の設計・監督を対応する。 設計・監督の基準については、整備班に準じる。	
			道路維持工事(交通安全施設を含む)	新市においては、市道の維持工事は各支所に対応する。	
			修繕料	新市においては、緊急時は修繕料とし、各支所に対応する。	
4 4 (5)	建設一般補助金等	分担金等徴収	県営急傾斜地崩壊対策事業	既に事業認定されている大野町の羽部地区及び木下地区は、受益者分担金は徴収しない。 既に事業認定されている朝地町の郷野地区は、受益者分担金は徴収しない。 合併後の受益者分担金は、市負担金額の100分の10を徴収する。 各支所で要望及び調査を行い、本庁でとりまとめて現地確認・審査等を行い優先順位を決定する。	
			町村営急傾斜地崩壊対策事業	受益者分担金を補助対象事業費の100分の20とする。 各支所で要望及び調査を行い、本庁でとりまとめて、現地確認・審査等を行い優先順位を決定する。 補助対象事業費を超過した分については、受益者負担とする。	
4 5 (1)	水道事業	手数料	給水装置工事事業者指定手数料	指定給水装置工事事業者規程を制定する。 手数料として 10,000円 を徴収する。	
			設計手数料	管理者(市長)が給水装置工事設計を行う場合の手数料 当初設計金額の 100分の3 とする。	
			設計審査及び工事検査手数料	管理者(市長)があらかじめ行う設計審査、竣工に伴う工事検査の手数料:当初設計金額の 100分の1.5 とする。	
			各種証明手数料(水道料金にかかるものは除く)	1件につき 300円 とする。	
			督促手数料	1通につき 100円 とする。	
			消防演習立会い手数料	上水道については、1回につき4,600円、時間は10分以内とする。	
			指定業者外工事確認(材料検査含)	1回につき、4,000円 とする。	
			給水工事道路占用書類の作成にかかる手数料	新市においては、給水工事道路占用書類の作成にかかる手数料は規定しない。	
			材料検査手数料	材料検査手数料は規定しない。	
		給水加入金	新設分の給水加入金については、以下のとおりとする。		
			メーター口径	13	50,000円
				20	100,000円
				25	150,000円

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針
4 5 (1)	水道事業	給水加入金	新設・改造・還付	30 300,000円 40 500,000円 50 900,000円 75 1,500,000円 100 3,000,000円 改造分の給水加入金については、改造後の加入金額と改造前の加入金額との差額とする。 給水加入金の還付については、「工事申込みを取り消したとき」「工事中にメーターの口径変更に伴う設計変更があったとき」「管理者(首長)が特に必要と認めたととき」以外の理由においては、還付しない。
		給水装置工事費の負担区分	給水装置工事費の負担区分	新設・改造・修繕又は撤去費用は、当事者負担とする。 ただし、管理者(市長)が認めたものは管理者(市長)負担とする。
		給水装置工事事業者の指定	給水装置工事事業者の指定	三重町の例により指定給水装置工事事業者規程を制定する。 現登録済業者は新市に引き継ぐ。
		工事の施工方法	管理者施工、指定業者施工	・指定給水装置工事事業者施工とする。 ・管理者(市長)は設計審査(材料確認含)を実施し、工事竣工後に工事検査を実施する。
	水道事業	飲料水供給施設設置補助	交付基準、給水施設改善、飲料水施設改善、簡易水道事業補助金	・下水道・簡易水道区域外の飲用水供給施設の新設を対象とする。 ・給水戸数が3戸以上で、工事費が50万円以上400万円未満の施設に予算の範囲内で1/5以内の額の補助金を交付する。 ・ただし、国・県・他団体の補助金等がある場合は、控除した金額を対象事業費とする。 ・工事の設計・施工業者は、指定給水装置工事事業者に限る。
4 5 (2)	下水道事業	手数料	督促手数料	・督促手数料は徴収する。 ・督促手数料は、1通につき100円とする。
			設計審査・工事検査	・設計審査・工事検査に係る手数料については、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに徴収しない。
			指定工事店指定申請	・公共下水道事業の指定工事店指定申請、責任技術者登録申請、責任技術者更新申請、責任技術者証再交付申請のそれぞれに係る手数料の徴収については、次のとおり徴収する。 1. 指定工事店指定申請手数料は、1件につき15,000円とする。 2. 責任技術者登録申請手数料は、1件につき2,000円とする。 3. 責任技術者更新申請手数料は、1件につき2,000円とする。 4. 責任技術者証再交付申請手数料は、1件につき1,000円とする。
			責任技術者(技能資格者)登録申請 責任技術者(技能資格者)更新申請 責任技術者証(技能資格者証)再交付申請	・農業集落排水事業の指定工事店指定申請、技能資格者登録申請、技能資格者更新申請、技能資格者証再交付申請の制度を廃止する。また、有効期間内における技能資格者証再交付申請に係る手数料は徴収しない。
4 6 (2) (4) (5) (9) (12)	学校給食	管理	献立の調整	献立については、現行のとおりとする。
		給食費	金額の調整	給食費は統一し、以下のとおりとする。 幼稚園児 3,800円(月額) 幼稚園職員 3,800円(月額) 小学生 3,900円(月額) 小学校職員 3,900円(月額) 中学生 4,200円(月額) (中学3年3月のみ1,500円) 中学校職員 4,200円(月額) 調理場職員 4,200円(月額)

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針
46 (2)	学校給食	給食費		徴収回数は年12回とする。 給食費の一食あたり単価は、以下のとおりとする。 幼稚園児・幼稚園職員 220円 小学生・小学校職員 230円 中学生・中学校職員 250円 調理場職員 250円
46 (4)	健康診断	就学時健康診断	就学時健康診断の内容	現行のまま新市においても実施する。
			実施時期・通知	実施方法については現行のとおりとし、通知方法は三重町に準じる。
		通常時健康診断	実施内容	学校保健法第4条にある検査項目に基づき新市において検討する。
			検査機関の整備	現状のまま予算措置を行い、実施の段階において新市の担当課において検討を行う。
			通知方法	現行のとおり「学校から通知する」ことで新市に引き継ぐ。
46 (5)	幼稚園	幼稚園	保育時間	保育時間は8時10分から14時とする。
		入園料・授業料	金額の調整	平成17年度新規入園児より、入園料は1,000円とする。 保育料は犬飼町に準じ月額3,500円とする。
		幼稚園	納付手続の調整について	三重町に準じて統一する。
		謝礼	園長・主事謝礼の調整について	園長手当を48,000円とする。 主事手当を36,000円とする。 支給は年度末の1回とする。
46 (9)	奨励費	就園奨励費	私立幼稚園	現行のとおり新市に引き継ぐ。
			公立幼稚園	減免の限度額を統一し、その他については現行どおり新市に引き継ぐ。
		要保護・準要保護就学奨励費	小学校・中学校	国の基準額に基づき現行のとおり新市に引き継ぐ。支給月については7・12・3月とする。支払方法は、口座振込を原則とする。
	特殊教育就学奨励費	小学校・中学校	国の基準額に基づき現行のとおり新市に引き継ぐ。支給月については7・12・3月とする。支払方法は、口座振込を原則とする。	
補助金等	補助金等	修学旅行費	修学旅行費については、修学旅行に引率する教職員に県費差額分を補助する。	
		通学合宿費	学校教育に係る通学合宿費については廃止する。なお、社会教育で対応する分については連携しながら検討していく。	
		児童生徒校外活動費	児童生徒の校外活動費については、児童生徒派遣費等を含め児童生徒活動費として補助する。	
		総合学習費	総合学習費については、特色ある学校づくりの計画に基づいて補助する。	
		教職員研修費	教職員研修費については廃止する。ただし、研修に係る資料代については需用費の中で対応する。	
		一校研究費	一校研究費については廃止する。	
		同和教育推進費	同和教育推進費については廃止し、児童生徒活動費の中で対応する。	
		児童生徒派遣費	児童生徒派遣費については廃止し、児童生徒活動費の中で対応する。	

合併準備会 調整結果

協定項目	大項目	中項目	小項目	調整方針
46 (12)	補助金等		交通安全対策費	交通安全対策費については廃止する。
			各種行事引率費	各種行事引率費については廃止する。
			進路就職指導費	進路指導・就職指導費については廃止する。
			各種大会出場費	各種大会出場費については補助する。
			各部練習試合費	各部練習試合費については廃止する。
48 (1)	公民館	管理運営	休館日	<p>(休館日の調整)</p> <p>年未年始(12月29日～31日・1月1日～1月3日)・土曜日・日曜日・祝祭日及びその振替休日は休館日とする。</p> <p>ただし館長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。又休館日における管理体制は、当面現状どおりとし合併後に調整する。</p>
51 (2)	定住促進	定住促進事業(出産祝金制度)	定住促進条例に係る経過措置に関する条例・規則の制定	定住促進条例に係る経過措置に関する条例・規則を制定する。出産祝金制度については、県の補助制度が廃止されるので、平成17年度においては、新たな条例は制定しない。
		住宅補助制度	条例・規則等の制定	<p>新市において別紙のとおり「豊後大野市住宅新築及び増改築等に関する条例及び施行規則」を制定する。</p> <p>制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的: 新市において特に合併前の過疎・辺地域においての定住促進を図るため。 ・内容: 住宅の建築費(購入含)及び増改築費補助 ・基準: 新築及び購入に係る補助……………建築費及び購入費の1% (上限額 = 200,000円) (千円未満切捨) 増改築に係る補助……………500万円以上の増改築費の1% (上限額 = 100,000円) (千円未満切捨) 対象範囲……………合併前の過疎・辺地域 交付条件……………住宅建築(増改築)後10年以上定住するもの 期間……………5年間とする
52 (2)	生涯学習・公民館・図書館	負担金・補助金等	自治公民館建設補助金、自治公民館改修補助金	<p>自治公民館の建設及び改修補助金については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自治公民館建設補助金 <p>建設費の20%を補助する。ただし、補助の上限を300万円とする。</p> 2. 自治公民館改修補助金 <p>大規模改修100万円以上の工事に20%を補助する。ただし、補助の上限を100万円とする。</p>